

総社市告示第11号

総社市私立保育所整備事業費補助金交付要綱（平成17年総社市告示第11号）の一部を次のように改正する。

令和3年3月19日

総社市長 片岡 聡 一

次の表の改正前の欄中項及び号の表示に下線が引かれた項及び号（以下「移動項号」という。）に対応する同表の改正後の欄中項及び号の表示に下線が引かれた項及び号（以下「移動後項号」という。）が存在する場合には、当該移動項号を当該移動後項号とし、移動項号に対応する移動後項号が存在しない場合には、当該移動項号（以下「削除項号」という。）を削り、移動後項号に対応する移動項号が存在しない場合には、当該移動後項号（以下「追加号」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（項及び号の表示並びに削除項号を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（項及び号の表示並びに追加号を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(補助対象事業等) 第2条 補助対象となる事業 <u>(以下「補助対象事業」という。)</u> は、次に掲げる事業とする。</p> <p><u>(1) 厚生労働省の保育所等整備交付金交付要綱（以下「国要綱」という。）に規定する保育所等、保育所機能部分又は小規模保育事業所に関する施設整備事業</u></p> <p><u>(2) 国要綱に規定する防音壁整備事業（以下「防音壁整備事業」という。)</u></p> <p><u>(3) 略</u></p> <p>2 補助対象となる経費は、<u>補助対象事業に要する経費</u>とする。</p>	<p>(補助対象事業等) 第2条 補助対象となる事業は、次に掲げる事業とする。</p> <p><u>(1) 新設による新築又はこれに準ずる事業</u></p> <p><u>(2) 増築、改築又は大規模修繕等で市長が特に必要と認める事業</u></p> <p><u>(3) 厚生労働省の保育所等整備交付金交付要綱（以下「国要綱」という。）に規定する防音壁整備事業（以下「防音壁整備事業」という。)</u></p> <p><u>(4) 略</u></p> <p><u>(5) 総事業費が100万円を超え500万円未満の修繕事業（一定の年数を経過して使用に耐えなくなった施設の一部又は附帯設備の改修及び内部改装等をいう。)</u></p> <p>2 補助対象となる経費は、<u>前項第1号から第4号の事業についてはその要する経費とし、同項第5号の事業については次に掲げる経費</u>とする。</p>

改正後	改正前
<p>3 略 (補助金の交付額) 第3条 補助金の交付額は、国要綱に定める算定基準により算出した額とする。</p> <p>2 略</p> <p>3 略</p>	<p>(1) <u>改修工事費</u> (2) <u>浄化槽設備改修費</u> (3) <u>暖房設備改修費、附帯設備改修費で市長が必要と認める経費</u> (4) <u>間仕切り等工事費</u></p> <p>3 略 (補助金の交付額) 第3条 <u>前条第1項第1号から第4号に該当する事業の補助金の交付額は、国要綱に定める算定基準により算出した額とする。</u></p> <p>2 略</p> <p><u>3 前条第1項第5号に該当する事業の補助金の交付額は、補助対象経費から100万円を控除した額に2分の1を乗じて得た額とする。ただし、他の補助機関から補助金の交付を受け、又は受けることとなった場合は、補助対象経費からその補助金額を控除するものとする。</u></p> <p><u>4 略</u></p>

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の日の前日において、改正前の総社市私立保育所整備事業費補助金交付要綱第2条第1項に規定する補助対象事業に係る補助金の交付決定を受けた者の補助対象経費及び補助金の交付額については、なお従前の例による。